
障害者福祉サービスの負担増 仙台市が独自助成

障害者の福祉サービス利用に、原則1割の自己負担を求める障害者自立支援法施行に関連し、仙台市は21日、すべてのサービス利用者に対し、段階的な負担軽減策を実施することを決めた。4月に自立支援法が施行されて以降、東北の自治体が独自の負担軽減を行うのは初めて。

制度変更に伴う激変緩和措置との位置付けで、デイサービス利用者らに対する負担軽減措置は10月に実施。本年度は利用料上限の4分の3を市が補助する。2007年度は2分の1、08年度は4分の1をそれぞれ補助。09年度以降は規定通り1割の自己負担を求める。

制度改正に伴い、収入が減った授産施設や更生施設などへの補てんも本年度に限り実施する。4月にさかのぼり、定員の95%分の給付費を支給する。

本年度分の関連予算は約2億円。仙台市議会9月定例会に補正予算案を提出する。

仙台市は4月、障害者福祉サービスを利用した約3100人を対象に調査を実施。その結果、居宅系サービス利用で7割、通所施設利用で9割超、併用利用の9割でそれぞれ自己負担が増加したことが分かった。

経済的理由で通所を断念したり、サービス利用を制限したりするケースも目立ち、障害者団体などが負担軽減策を求めていた。政令市では京都や横浜が、負担金上限の5割補助や低所得者の在宅サービス負担分を全額補助する独自の軽減策を実施している。

2006年08月21日 月曜日
